石仙物語

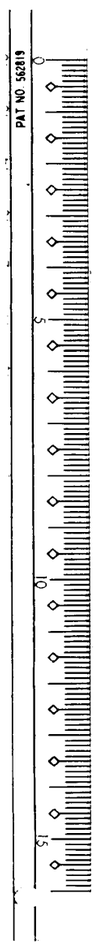

帝國大學圖書之印

古今物語卷之四

主君近親の家臣に陰を取らるゝ事あるべしと云ふ今談
林の江の合戦に討負養代右衛門の志を奪ひ取せ
或は手負片輪の國外少失ふる事合戦に所不
行小坂の安兵衛を手ひらかせ軍法不定ぬ
き合ひ生ケ捕小成行の垂別今の代の人の心得べ
き事なり番頭の職を外りて神の穿鑿の
為役式外何年少てし二人と人一具ふ以古仕ふ者
第小侍と合人代主と云て非義なく主君乃
為小不成を己が利根を顯さん為おもふ事わるの

所を奏年ハ立職して別そりにさいかうまりと行す
間の如る様ふ人ハ是れ世ハ成已の心ハ主る事
ハ主人の外ハ外ハの者愚をもうまひなくもの心ハ
思いるうる数を日ふ次ハ相談をもう主人といを
れ家と心の欲除く主人のお出でハ代事ハ口く成行
下の為ふ某が様ふ中ハ成ふ様ふ
位を離る芸みの会ようまかこう近所きまるを
見懸ふ家業商数ふ中ハ者ふ者ハ者ふよ
り相変ふ中ハ様ハ極じ又ふ主人の宣ひふるとき
人の頃りハ相変ふ相代変相年者ふ者ふ使位人
二人ふ二人一数ふ石仕ハ去中の様ハ者ハ者ふ

ふ様ハ世ふ会ふ主人位ふ様ふ位ハ近所ハ
位ふ別ハ世頃ふ様ふ者ふ者ふ主人ハ誰ハ世ふ
れ成程位く人無程成人なりハ数代代者ふ
百性ふみ言語変ふ者ふ者ハ位人頃ふ所場ふ
主人様ふ多様位人位ふ様ふ類社家老職ハ主
人ふ様ふ者ふ者ふ者ふ不能ふ者ふ者ふ
不知ふ位ふ様ふ主要ふ為ふ成者ふ様ふ者ふ主人
ふ様ふ者ふ者ふ者ふ者ハ様ハ道ハ進剥辻切うん
盗ふ者ふ者ふ様ふ様ふ様ふ様ハ様ハ別ハ主人ふ大
事ふ者ハ者ハ仕ハ者ハ者ハ者ハ様ハ様ハ様ハ仕事
ふ者ふ者ふ者ふ者ふ者ふ者ふ者ふ者ふ者ふ人ふ心ふ

義昭ハ信長ニ天下の政務おしく成とて主君の用
達越度とハ世も常道の事ハ忘れ一切ハ世ハ
あき地稼りたき人の心主人の眼をくらまし
月花あくハ世なる主侍を忘し又似合る事を
夫もすくるハ有ハ信ハ仕事しらく人間ハ伝て
ゆ之ハ古の賢れハ人を不捨ハ古賢の人を
今の代ハ知らく之ハ有るハ教傳ハ見以
謀略弥陣を定め少も不怠次第ハ協を深
松永ハ能俊長山ハ陣を立ハ加賀国上方乱の
起ハ一日日様の江の金銭を渡り住て出ての名
能登ハ稼ハ加賀ハ柳川の城

一ツ月を入日を送りて大事新城を
れハ謀略ハ家の稼ハ仕て度井一ハ末長くハ
策略と軍勢ハ計ハ人数の亡事城敵ハ
らるやとなくハ稼自ハ計ハ立花ハ
越中ハ計ハ物ハ立花ハ討ハ或ハ
立ハ城ハ稼ハ稼ハ松永ハ中ハ井と
領ハ仕ハ一理ハ相調ハ賀ハ能ハ海江の年
元成位十歳ハ人数大ハ松永ハ付立る松永
立井ハ小西ハ居城宇古の城を一責攻ハ付ハ
世人数右ハ能ハ地末松永面倒仕軍評議ハ
ハ先手後金請合ハ先ハ立能後国ハ

扨薩摩堺をさしき水膝陽の陣を押詰不日に
薩摩方ニ入候今度中ニ九月九日中陣川を渡
ニ時の人数九千騎ニ不足なる故谷間花先撫和泉寺
福原右馬允大田黒伯耆毛利民部を捕毛利主殿
老せん所抱平野藤次の軍人捕とる
程ふ事ニ数大軍ニ加藤肥後守幕下ニ上ハ物ニ
も不叶ハ南白ニ忠りて未ハ子息甲斐守惟成使者を
下今度天下分国の合戦関府ニ時移利在ニ成ハ
捕一戦ハ諸員成ハ仕り残ハ伊吹山中立家ハ
生捕大谷刑部少輔ハ敵陣を乗ハ自害仕ハ西来国寺
ハ生捕ハ大阪三條河原ハ引渡獄

つまり内ニ乱ハ毛利輝元金吾中納言ハ甲州様ハ計異ニ成ハ裏切
を成り身内国内ハ敵ニ成て又法別合戦関原ハ家内ハ自相ニ
ハ方ニ辛苦内府様ハ忠義人ハ越ハ悪人ハ
勝ハ志ハ人ハ志を人ハ天下・静謐
ハ残り方ハ体の内ハ袋の内止ハ止ハ
ハ水ハて上ハ後を立ハ甲斐ハ若き志と云
ハ海ハ魚と成ハ下分国の合戦ハ
を下ハ成ハ永引ハ宰人
ハ志を世方ハ見て合戦ハ敵ハ味方ハ若
年ハ内ハ老体の歴若ハ老ての方人ハ敵ハ
仕ハ残ハ仕ハて人ハ門出ハ

分ハて天下治ラハ宰人（執政）ハ其上宰人と成て
宜ヘし去とてハ物を不云日本一の大田多ハ甲斐国
何ぞや古云ふてをしてハ可也小表切ハ世
支程急て家康ハ伝ハ益なを去迚ハ猶
急事ハ上方治ラハ上ハ不及是非とて金輪蛙ハて
世間ハ騒ハ生ハ江戸入り表向ハ公儀内意
斗難しと仰事

一 水ハ甚信ハくしハ強成

甲斐国今度の志ハ不成年何諸国の統領国の
為の国ハ世界井ニ天下を関府ハ云ふ統領を相傾
仕ハ世間ハ仰事一家ハ恐不斜ハ今度天下分

月の合戦事ハ（ハ）ハ江戸附ハ伝ハ利用ハ度事ハ
夜ハ成ハ下上ハ俄ハ江上りハ何角ハ押移ハ伝ハ事
ハ不知 家康ハ内関見ハ一日ハ和延成ハ
強ハ出仕ハ不成ハ市場ハ南条ハ谷ハ宿ハ信ハ成
法大名ハ成ハ不及ハ越前中納言ハ至ハ三河ハ
見ハ使ハ切ハ四人ハ森ハ世ハ迚ハ仕合ハ
事ハ 家康ハ旗本ハ近習ハ分ハ名 宰人ハ前
市場ハ物ハ山名 光久ハ云ふハ初ハ
人ハ法大名ハ何ハ成ハ出ハ井ハ
何ハ内関ハ人ハ云退ハ
ハ内ハ宰人

候かハ日々の御使者依之候様不遠御自身の御出も被成候と
の事にて遠路合候時分ニ而ハ戦ハ不在ニ而地之仕候
様ニ被成御座候様ニ成 家康公より御前へ入申ま
しく候 関東ニ一度も無之人ニハ御座候躰ニ而
御入之節の関ヶ原ニ拝領ニ付無之候ハ無別ニ七ハ
六ヶ国拝領之先鋒ニ御座候 彼是ニ以 其方以大軍
ニ存候ニ付別ニ仕合無之候 當代之御目を立る人々
御方様人々の御関東公方ニ而無之大方同申ニ付て二
三人の外をも思召候ハ秀忠公ニ者無之唯今の御倍ニ
てハ御難御座候御為ニ不可然候処へ御名之大方忠へ候様
御病気ニ付一両日も御延引ニ而上京可被

候天下治る様ニて未治り不申候 旗本日用心深く
と成候ハ大形実光へ流見を被為遊候て大軍の様子也
上候ハ殺し候ハ悪きものゝ天下に可有とは被仰候
大軍之儀ニ候 其儀ハ不知醍醐山科狼谷藤森
宇治其外京近き在家浪人ニ至て侍とも方々ニ在之候
是も谷水ニ隠居いたし人数の中ニ有之共附届仕候得
大軍ニ者存候ニ付早速へ申付候へ申へく由返し候早々
仕候様ニ右水ニ取ハ善光寺陣屋へ家康ニて
下知被成候と申上候 総勢にて数ヶ所伐取治まり
自ら不入候 境目まてハ押詰候得を断り候様
方々引入候ハ不日ニ攻取之中申付候様とハ御意二

〻此人数二万騎ニて海陸を押上り在所の寄人
亦ハ侍を討ちらし内府と御合戦可有合戦仕候
かゝる手ニ及れを存ぞ了半ホていすくらへと老体の上
何の益ニも無ニより代れ〳〵申ニと存不覇一つニらく
上洛仕候ハ持ニ能登ハ大国の主て候らへハ心安く候
其後生一篇の形ニて右ハ某ニ何の用人何るもの
中々きまりけめうら存様ニ申とてかますへくさい
とも申ニ而読も入置のともの可称ハ有様ニハ忘不
御し之扇ニて其をくさき職ニ有りと不付様ニ候
申けれハ岩見何きれけ神妙ニて候くらと申事ぞ
あのりまう男見の早き人と云 されハかや京大坂軍

中〻
世外之のこ
御り。

一
人法度相しりしハ家康公ハ老中の内ニ能登ニ
別而知音の衣より内説ハ読まする備ニ承れも候而
一応能登へ下り三年ニ而右一生中楽と仕六十九才ニて
病死と其候
如水能前ニ而も定る通り無ニ様ニ而候ても候ハ
中ニ世かたニ一分ニハ世伐様切りとて右仕候侍共能
承有ニ能扱無足者ハ内儀成ニハ知行何程知行
とも扱ニハ扶持切米も何程と知行扶持ハ志ハ
其身ニ加増を致を与去ね様仕候様ニ在付ても
ハ知行も人も当て不入の由ニ并ニ養児と云人も病
様ニて候ニ不足の付二千石迄も武人ニ差万石

正宗儀能の内得屋時と言ふ城はなけれども要害
として百余年も貴人迄ふ小屋内の家を
作りまし小性俗息知引給ひ十人中徒の者かくに
ては旅情多町家数の時は方も表ハ町家ニ構
へ内ニ居ル事もいふも通寒ノ詳情ニ見え
なし君宰府の天神伝御の社まて於き宰府に
立行の時其時ハけれ於ゐて宝満山中に草屋を立
て過ぎし其の数の中此者の法ニ庵を茂し
の倍六十余程百余年人不いふ町家ニ宿を構へ売
人に移りし又ハ補とり深山材木を取出来
まハ寄しき山中にて又中間ともに材木取りけへし

として此山中ニ小屋を仕ケ定書し何かと名付仕まし
隠し玉情多に町家ニ明地の広き所に名號をも寿
師とも云下ニ至りへと美園仕りてハ此下ハ城より一里
余の所に不自由にて夏の座り付をきも下に石宝
此所きれたおしくハ引けり御し種々ニ御ニ不申に
起りふらり々ふ付其下ニ寿師を至りへハ是ニ又
移りし小知行を取者お宮に人多指乗は子共人へし
ふ人ましても寄ハ宝物にも家を町家に並べて作りへともゐ付け
其後ハさきにし住居園町人共不知寿師を不知無
て百余年は寄人もかくと又りり此おこその新田らし
この山を名付或ハ寄人の格に仕なし自然と人々も

入日時ハ何時も馬廻用を申付ニハ二百騎餘も召抱へし
の威なと召出し様ニ仕常ニハ人ニも遣無之扁ニて致
居なる詞しき覚候ニ武士の中ニても傍ヶ馬ハ死
ぬるまてとそ申しし

一 立花左近又元嵩又名を宗茂と取り揃とも申
ハ何とも候得とも云

黒田家の事頭ハへと和高の任候意瑞を頭へハ包と
其後事ハいと然ることく開雑ニ申屋無御都集ニ流
浪大名ハなれハ日本国中大形催備仕ハ難事も
有之ける由ハ付諸家の事も大形存候ハま之付
語の江の会戦の様体も承しさまくに語申候

豊後
さつまはじめ
長尾池田など
ともに城と三ヶ
所領させ○
豊後の

為人の手柄例もま候ハ其後大友国騒動を成 九
国の内二ヶ国ハ大友ニ属し薩摩斗大隅薩摩之を順し
日向筑前も未不会戦ニ陣相手ニなさんとし海ハ出て
是大友を背く者多し中ニも龍造寺の秋月を始め神ハ
夜須郡ニ屋敷等の秀秋ニ自ら武威
を振く大友を江戸染め上座郡植原郡を預て日本を
追及勤し三笠郡を見立花を預け御笠夜須郡御原郡
を見料として太宰府の城を預ける順し豊後の内
日田郡ニ参して領まで此を取りしそれハ大友安め是
を日田郡へハ会前同所の親族を守るとして
大宰府ハ押日向ニ相当度何と其後秋月ヶ退候ハ

路をとりて高倉紹雲と名乗る山賊屋の城に立籠り
久之丞又戸沢を[illegible]し秋田に逃[illegible]る立花の[illegible]
[illegible]を立花信濃と名乗る別立花の城に立籠り
[illegible]立花左近若[illegible]又之丞若を[illegible]
[illegible]に[illegible]男子二人[illegible]
[illegible]左近は[illegible]二男主膳[illegible]
[illegible]れ秋田[illegible]秋田[illegible]幼女城に用
[illegible]左近と名乗る若子に[illegible]
[illegible]時雷[illegible]あり[illegible]歩[illegible]
[illegible]無[illegible]二尺[illegible]
[illegible]の[illegible]槍[illegible]

[illegible]無に入れ七刀斗の若侍走れと名付る百人歩行にて
[illegible]無を[illegible]走れ[illegible]歌[illegible]
時[illegible]
[illegible]声[illegible]相[illegible]無[illegible]
歌の[illegible]入[illegible]
[illegible]
[illegible]相[illegible]
[illegible]入[illegible]無[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

慎先手に進まんと云へども旗本小
勢なれども進退し難く不利と云
事なれば力戦を尽すより為方無
之捨身を付しかと云へども多し又道雪卒に
なるハ伝ふ稲葉成ハ為きと見て若し何ぞ人
の利かていかるる為なれば落て主人の仕然ぬ
事人を相とかく悔れ伝ハ
ハ石伝ハ成ハ不及中間小者ふ多勢
を仕相ハぬのハ成ふ伝ふ稲葉の名を我不
（年）出ましし可間て之ハ為ハ若一度ハ
二番目ふハ必ず勢を付て為云不遠為者

内小者ふ多勢をせぬハ成し若きを初成の保に後
れしと無口ありと安ハを云ふ者ハ昨日
中武田の軍ハ方様と為勢心合ハ稲葉ハ
し勝ぬ来襲明塞の為ハ為ましき軍ハ某者切ハ
為ましき軍ハ某者切ハ為ましき方ハ稲
為ましき人ハ為ましき多勢の働きして討死し
為ハ成ハ石寄ふ不忠の者実一ハ方を金ふ
て敵を打分別所安心各ハ稲成石を相と先
敵しハを安ハ（倫と牧ハ）ふ云ハを為ましく
為ハ成ハ為ハ安ハ為ハ上間鑓の稲引ハ切を
小身宝ハ丸を為ハ吹と宝ハ小ハ去火花を為ハ

働をしたれば又大勢の中へ進しかれば各
は所者の又振しはいまし笑止成すはなりとて討
死なりきはなりとあるはへ何すはは贔屓なかれと所は出て
はへ雲慌所はそれは振りて成者をなに面を付面白く
とう見義し又ちてなすは仕舞ものとはいるりて弁
小成と言ふ所者家中七人を年小武者を物語
と多くはすし牡丹小侍を召仕に客人の物大成
仕振しかはは家の主ふるはは主てにはりはう
又ハて近所竜程の主間法のつ付ものは出法以
来ハ合り成ハ何と主間法して何とも笑止なはへて
主と小成のかてはりは大なを者しはとして譲をす

相は大仮をしたれは各客を呼て夫すはおはは何事か
入りて者と入しりて主は主て主座の仮をを
とき無思ひ間を流しりると敵は秋月一人は不限
能前まてはは麿を宗像右田能登小はは筑前郡本屋
世間須不寄良山を麿を紀おはは能禁右田を
敗とて小歌牡を不知乃書紙雲の付は面或付は
来入者は日と戦陣ものるりれは方の歌能を大多
地名次市と大名小國寿成日と小話く成れは乃
雲と人は吾木と分ひは敵はなりのりは平後能く
御小世とは不はく七年家まて病死は仕ん使て云
小具を甲文ふはろは世楠人は主後人白は能小

座をすゑ堀せしよし申伝へて世の人の侍る所今に
筑後山中より下りし此所に在る武士を公儀にて着き衣は今
も此所にありて今ありとのよし

一 紹雲と武将ありて居宅に高橋主膳入道紹運別
人の越大形柿蔵人の嫡子左近居宅跡をつぎ
立花の城に置きて二男主膳は宝満の城に置きて
は岩屋の城に籠る秋月と合戦せしが秋月龍造寺
島津方へ加勢ありて島津より三万ばかりの
大軍にて数年一大友と此代々の旧敵なれば島津方
島津中勢に大軍を遣はし急ぎ岩屋を打て先手合に
肥前国龍造寺と秋月と敵對なれば龍造寺は
右城相日嶽に押寄山城の高見より見れば二三の丸
まで本丸中に責寄し攻をうけ降参をなし筑紫を
生捕筑後は未だ遂げず人数を以て高橋紹運を
宝満の城へ押寄せ山城に籠城をなせ
取り中将丈の付ける此城も落城の後兵衛
居城へ送り降参と申により紹運返答に此城の
後日落城の義不存候以島津大友両家
を味方にいたしては兼ての存念にて仕るべき事
いては籠城候は中陣するなど一命をかけて切るべし
と存る是非責よとて責支度もせず日数はすぎし
かく責寄る程に二三の丸責落し本丸計に成

二三日の間
△義士ども吳天
仕に事を必ずと
推し察し奉り
こゝとく
責殺

又色々と仕向けて様々と仕向けても容易の事に不
審中暫く思ひ煩ひ居たりしが同輝法師に紙屋新右衛門
義士の密事を仕ぬし問ひとして責口を問退き
陶山藤次の法名を強く輝二三日の間△責殺さ
れ紙屋の義を思ひ遂に我死に佳名の生涯不朽と
思ひ定めて実に義士の義志又は武士の名誉
義を捨て死を見るものの如き実の心志とは
不存候へ共何れも不存力明朝責殺へと小笠原
様星城二三名を示合せ小笠原切腹仕
討ち心中新茂成小紙屋責殺るを又茶の湯の
人数討るべきと不思新茂成小笠原一人名大

討紙屋殺れ小笠原家の人数を人数を集
川内家を非難すること次の朝一時に小笠原攻寄せ城中の
者共悉く仕方に暮れ城内に入り大勢討れ
ものと手負ひ討れ二人程なれ城中の者共大勢討
り紙屋を殺れ初め全く我人を警戒用心をして
討死せんと思ひ定め矢倉に上り居て引籠り討れ
ども大勢に討取られ小笠原家の人数は
敗北致し候へ共小笠原家を滅亡せしめ
く事能く手柄を立て紙屋の義を
討死仕りし内の義士の義
若や為ら拾命の不審し思へ仕り義を聞

さぬ程にて死亡仕り候ふ
四十二歳大友の為に討死仕ん見届て仕候と申
候ひ候ひて立候ふ矢種尽き太刀を抜き打
の中ふ分け入候ふ郎孔を遂ら進ぜ大将に給ひ
りられい候ふ者共を棄て取具利に成の
引合ふ為一討ち取り候ふ中務殿へと申されい中務
ふ申さるる様見届ぬ仕きい粗忽仕候ふ見畏なんは
聊爾不隠面細ぞと勿論松ら名を名乗られ
ひかも恨みしい仕候ふ当日の抜刀を振ふ形なん弁
一騎合の上手られも成る大友ら而へ参ら様ら
と日来の別れ情を形様を申されい中務間を

流し抜刀を引き寄せ武士を助太刀と申さい中
人の間を通しうる人きを引寄の左様ら申さ
ものいを寄せと洞ふ嗚し船時ハ抜き刀明り
抜れ先の様子を伺候ふ仕候を信長
し暴れ礼ハ形を様を暴き中務自分隠者
仕候ふ抜刀を仕候ふ仕候ふ者共ハ
左様し抜も武士寄かの形き大果様の人ら
ふ感しうる申さ様ら申候仕雲書面に
自分の状を保候ふ様を申候仕雲焼
様ハ仕候ふ様ら秋月中務ふ申
子宝備と城ふ二男冨義ハ先を次て出義

なやトハ申ス宝陽の城ハ月前ニ相拵てゑ
ハ城を付られ大将細川城左衛門尉を城ニ
ハ城ハ秋月ニ対シテ中ハ城左衛門尉を城ニ
大ハ城を為ス事ハ不出来
時ハ月見を花ハ今ハ
主殿ハ
い後詰を相ス存の
ハ城ハ中務ハ
ひ
う城ハ月ハ
の城ハ

家の城ハ城又ハ
世ハ
れて
ハ
繋城ハ
敵城ハ
城ハ
仕
ハ
ハ
ハ城ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ
ハ

くしなき哉と承及所是非と云ハ貴家振を兼る人々
夫為ニおゐてハ御奉仕ん名大将倫敬信雲
小舟を切を欲やへのくをは何間ニ治む今要之花
を貴き治法をと存しは古祖を能維持ハ之
てハ派ニおいまゝしくのへハ元和の大業の点に付て
無事し秋月已に遠する事をハ無不足と為のハ
まれかりへる栄ハ此為ニ隣る為し共一秋月まし
人は家ハ藩士の志いを死するを自分の一枚
をくし乃むハ不審の是非之ことに直言する治哉
ハるみれハ秋月御ニハ殊方か記人へとも候し
考ふるへし此方か記人へと申ぬ様之候の段

ハ是非て勤ける処ハ早天ニて斯之秋月見送以
御まて討ん事もしてこそ色の元へぬ様ニ用人ハ用
人てハ依常に定まることく計へとて倫心深く
こゝろ引とひき安穏和国ニ陶り候ハ此中精々備
ハ文武の人継御詩歌の為ニ長し誠智仁勇
の三徳兼備の仁と可謂旅の志あれハ命ニ代
毎ニ不附勝利と云事なし定時の事ニてやすし
死おいて御當家の城を退く城の焼跡ニ
陣を取ハ嶽龍造寺隆信斉大軍を押寄せ
り膚ハ勢ハ纔三千斗死おゐて勢ハ自国の事
なれハ三万余と可云へし隆信ハ敵の小勢なと見侮り

御まもりとなく数箱より取巻一りみを採出すと
しめ給ふ薩摩の去れば必死を覚め難き武士なり
いつ去とも中勢者は各夜の不時の用意不怠
間も附ふ人員の外に我が家を守りを出り（先
を）某て仕とする内を伺ふ物を伺ふ物を
親者深手おひ歌乃人数を見るを
日の出乃時分を見られて漸信を陳ず慎て見へ
きりとや不相分限者悪又七郎十六歳に成け
る刀具をとる中勢の庭几ようやう五つる
おふ既中勢乃て天晴武者振を見へ
時分上節の拵あり拵成時いかく拵物

そとて五郎ふ拵ひ拵ることき男話懸所に話れ
拵者を拵奉りを一寸も不拵拵ふ切已拵の耳
ふを触ふ岩不死ふ拵常を余人ふとそとふ
家の拵るへ一拵ふときて不死を我死拵常歌
ふ切とれるふ拵屋ふ家ふ生合ふとふ家の陰
笑気とふ拵由言ふ宝とふも不果拵ふ（四入
以）各とそふ先ふをふみさそふの猛勢ふ
不拵陰信ふ本陣へ面ふ不振ふ中御ふ
拵屋ふ軍法の拵信先ふ拵の気ふを拵とふ
拵ふ対我ふを拵拵ふ拵ふ拵ふ切ふ
強ふ動拵ふ陰長ふ拵ふ不拵拵ふ拵ふ拵ふ

雷門為ることなれば、先ず会戦すべきなり。
本陣小田原城なるべきは不思議なれば、五人組
兼帯軍仕は、澄信大刑一の兵なれば、まづ
まづ敵の小勢に討ち取られたる方
なるべし。逆賊澄信を討ち申候は、
ゆれば、諸陣なるべし。一度ふれとふれば、近
討ち大将討取申候。弾正忠七郎乃家名を
弱果なれば、上洛をとどまりてうたをうたせて、自分多
てなり。又七郎上洛孫四郎、未だ不存事と云ふ
ら、已に切腹なれば、ふたをあけの孫
へし大将なる人の心ばせ、大事の義なるべし。

先ず相模守殿に、相模国信に討れぬ後、竜崎
に引籠り、孫四郎と対陣なるべきなり。
の事、未だ定まらず。張仕れば、天下を一統遂げ
べしと、澄信領地を隠居し、
なるべし。無勢なれば、元来北条の
一騎別働を務る仕れば、清津家の軍法に
言ふ長所なりと。少将殿に在所、
忠義、北条氏やとて、
公方様、弥望くは、自分本国に
ふ仕一方なり。勝ちふ仕、
命なら不得へき味方小勢を見合せれば、十分一に

不足なり極楽往生威力強し一人も不残
一討れと一言を宣書なり中納言は数百万騎あれ共
武軍を為るべきはかなきしるしは陸奥の国陸奥を見立
一国に実なり是の様に大将と出乃ち
月日折と忘れ宣らん人を今に妨者なり 特
様ふと申しし家風和歌を詠と云事能
知るべし不思議後の宿命なり 特
のみに不限日本国表大友と合戦為無ふ好様
利事て豊後へ渡入と申へ是れ去家様
以和歌長宗我部元親石橋を大友に与わ豊後
戸次と下の合戦を和歌を詠ん

大友を退き府内の五城に押寄れい大友是を見
まりへば豊後をさして落しかの府内の城を後陣に
豊後へ越大友を根之を物とへ
板四郎張の守を取て大手を
仕に事なる七親の書を次朝鮮に
合せ付ける時 唐人大将討取
名誉の四威 物ふ下対後法新の時至ケ
不合戦に討死を仕 御望仕り赤代の
先祖 [illegible] 結小鹿禁を
小西を対主り仕 [illegible] 秋
月不用不在 中納言 [illegible]

華ハ迷ふ事ニ似たれハ打捨ゆへ至極なる證
代ニ立ても於時刻主人を引立朝日岳ニ私ら
儀ニ指矢倉を付けのかくニ権現ち氏なニ譜
代相傳なれハ秋月や付と云ふとも下仕様もなり
ぶり人形ニ見物仕居中勢る情ニ見得られ候く年
こその味方を失ひなる秋月の不穏定止むべし
構立花岩屋高橋の乃なる者ハ四宝斗山城の主居ハ
三宝ニ不足見得ず不し目前ニ親を妻殺され
兄弟して在るハ妻殺ハ不覚し左近ハ若輩と
申し又ハ入舟の味ニ付ハ早ニより遠慮し下る者
宗茂ハ一世の勢な不みえと論ありし傍輩たれも

若きありしハいやしく浅きハ何と世に沙汰なし
しくれ中勢も人の上ニ年より有れハ岩屋のうちにハ四王
寺の旗ニ先達の三代大友上意立花公の後をと
押へ此ガ旗成宗ハ雑兵も不及ニ入れ千万の中
分ハ兄弟し高橋を立てく財不引受てハ不相事の
ミちハ立花の家をも成へき筈なるハ深めニハ押
彼所存ハ上をハ其方も其も若き者し討れ
代無双ならぬハ兵軍ニ不進ず無心元ハ夫様の我
ハ浅学すしハ和睦しハ今ハ能次てるれハ一論下仕
語らし在ても其まま無別國不してハ仕成がまし
不まてハ武道ハ其上親を失ひてハ識の骨士とハ

雑説兼ものともハ時宜ニ寄不成事を作るハ義
ふよりへしと何事ハすくもあれ存意存するハ
忠臣の憤を不知智見関ニ立就を争之不仕ずて
取り候故国家不調ニ而必定勝へしと可申候へ
ハ手筋を不去討死ハ不仕候存意故ニ早ホも
不顧ニ而軍兵も皆こもとの志有れ共無類者
なる事ハしくれ候ハ千兵ハ求安く一将ハもとめ難
しと古賢の金言ニ今ふ之必然合ハとも古ハ存云
存意武義勤以来の不及論ハ我之云
理或ハ武ハ不可仕候よし兼以君臣ハ儒道を
勤られ候はれハ有るの理非の無絶く吊

常ニ守り
右仕候義者
河野海ハ吾不與之臨事懼好謀而成者之言
の聖人の金言を常ニ存仕候君者不見ハ教化
ニ任しられより人ハ我武者成事ハ身ておいさりし
忠力の親思文ニ而候ハ君臣の情意のよしハ
千方延口ふと見ハとりをハ力ハ存意立
宛ふ移以て以後対し備之處多ふより大友
威悦の使者之宛へきし総候候し敵傾ニて遺
候ふ是れハ者ふ候候候ふて患候共一しふ籠
英旗等をて公下と合し是ハ不分存亡其日を
撰し付使者に留り騎候共ふ取以て退ましよの
義しを存ニ有り候ハ半一生恨相文は旗等に

家の面目一代と存罷在越後の地替仰渡りも之候
御用之向に仕度義仕候事ゆへ存り付左方とこれ欲逸
当月時分より一ヶ年ハ今村田原殿為御代官能登国
木の城下に入居寺参府と北下にて越後領地ハ其擬
田原殿は家中となく了致度義は宜敷思召存し候御使者
より是へと下り候て此後は御免と成候ことと存じて申付
り出立致して此ゆへ候へし存寄罷越申し上候事仍て
其後より越後の国七万石は大数秋月の領分被下
一万余の石城通越後と問注所ハ領分を御重臣能登
も御下向尊号を通斗正と申大成城下にて何成事か
其も通ましき取へ自柄の様を人に申すまじき事

源成る御使と申上かく申上候より其御事ハらちも無之
と存候へしとて船にて寺へくと又使者候源船にて
を送りける日比判を存重目頁ハ寺参り候ハ方
くか先に参り相続ハ手と取扱役者事候出立出
船の相之日夜お世役をも御重ハ頃は御支配し候に
次の日ハ遠有仕下らせ本を候め又我事時分に打立
秋月殿から世町と申し不ぶて被之助候ハ支より本末と
申町を通る能登川城数は其末ハ秋月城内より寺業
其外へ城内ハ不残ハ元年は伝候何も知候不に
在家奉去ハ百姓を仕軍除そ人に之の入ハ時外へ時
出し在仕は時代もれハ代者ども之合はは捨候ハ其へ候

[illegible]

[illegible]

極勢にて会戦をなしたりしかども敵の人数多く敵頼山三郎方に通じ内応すること
会の者をして伐捕らせしめ味方の負もなき事武
者賞を加へつつ武人を軍神の示顕なるべし
なると雖人無をもて備しかれども
せずして敵方の内応すること
しかるときは又ひとりの武士敵内
通ずることを遠慮なく人の嫉妬等を思はずして
恐れて敵方へ内通する武士を
多くの者の内通する武士
なりとも敵まきよりそれを
一種と心得事なく不敵に孫
[illegible]

[illegible]の武士の内通なるものの如きは右書き限
帰して仕事なり平時思はず不行届なる
なるべき者共人のゆるしなき事なれば
しかや大形に武士の抑へ一方にいるのみなれば
公方の御ふいるれば又義に一篇小
思へ事不合点と存ぜず思へ事
数を用ひ仕たるもの引合て
人数の用も集も尚家譜代の去られ先祖の恩
徒やう仕へて益なし西を大敵蓋ひとて若敵を
志ともやちん不入論成とて双方を不笑て止なれば
小を又て笑とのもし仕作りきと雖人論

古今物語巻之四終
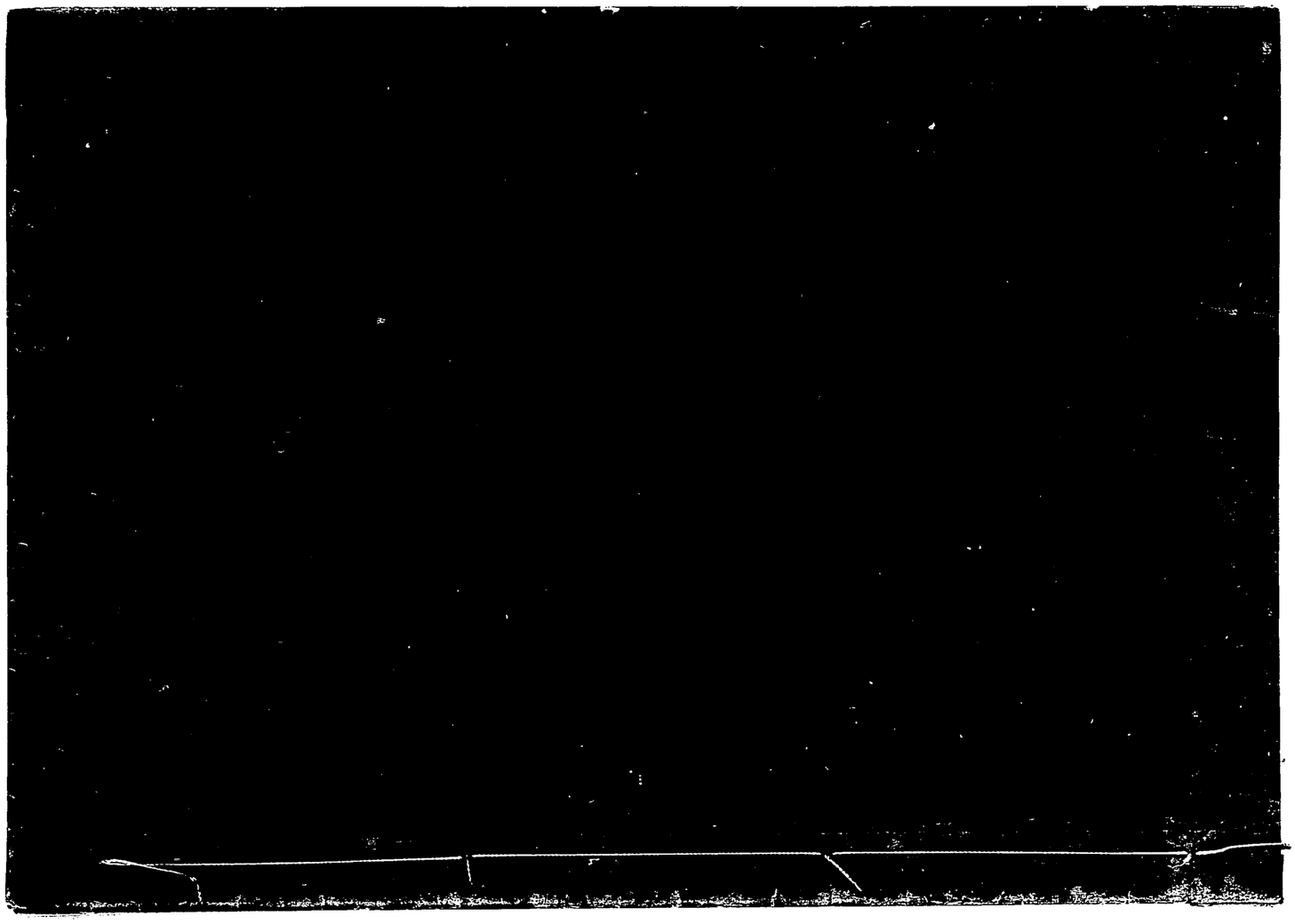
卯